

6 観光バス利用補助金

観光バス事業者の支援と町内消費喚起のために観光バスの運行料金補助を行います。

支給額
日帰り利用 上限5万円
宿泊利用 上限10万円

問 役場商工振興課 ☎47-5026



- 対象者**
- 過半数以上が町内在住者の団体
 - 町内に事業所があり、町税に滞納がない事業者
- 対象事業**
- 町内に本店や営業所のあるバス事業者を利用
 - 群馬県で登録されている車両で運行
- 注意事項** 申請はバス利用の前に行ってください

7 新商品開発補助金

地域活性化や産業振興を図るため、新商品を開発する事業者に対する費用の補助をします。

支給額 対象経費の5分の4 上限50万円
申請期限 6月30日☎

問 役場商工振興課 ☎47-5026



- 対象者** 町内に事業所があり、1年以上の事業継続がある事業者
- 対象事業** 新商品の開発のために要する費用
- 注意事項** 交付決定前の事業着手は認められません

8 経営革新推進補助金

店舗改修費や飛沫防止対策費、広告宣伝費などの新型コロナウイルス感染対策にかかる費用を補助します。

支給額 対象経費の5分の4 上限50万円

問 役場商工振興課 ☎47-5026



- 対象者** 町内に事業所があり、町税に滞納がない事業者
- 対象経費** 店舗等改修費、感染予防対策費、広告宣伝・販路拡大促進費など
- 注意事項** 交付決定前の事業着手は認められません

9 感染予防消毒液配布

感染予防のための消毒液を飲食店や理美容店、介護事業所などに配布します。

問 役場商工振興課 ☎47-5026、役場健康福祉課 ☎47-5022

10 会社・お店PR応援事業

新型コロナウイルスに負けずに経営努力を続けている町内の事業者を対象に、年間130万の閲覧数がある町ホームページでPRをします。

問 役場商工振興課 ☎47-5026

11 芸術文化事業持続化給付金

新型コロナウイルス予防のために中止または延期となった芸術文化事業の主催者に対して、給付金を支給します。1事業5万円です。

問 中央公民館 ☎88-1177

12 中小企業振興資金の拡充

中小企業者が設備や運転資金が必要になったときに利用できる町の融資制度です。新型コロナウイルスに対する経営支援として、運転資金の拡充を実施しています。

問 役場商工振興課 ☎47-5026

Close Up

新型コロナウイルス

邑楽町独自の

継続支援策

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の本年度実施する継続支援策の概要をお知らせします。手続きなどの詳細は、町ホームページまたは各担当課までお問い合わせください。

◆個人向け ◆団体・事業者向け

その他、町の新型コロナ対策は

邑楽町 コロナ対策 検索

詳細は町ホームページで確認できます



1 新型コロナ感染症見舞金

新型コロナにかかった人や同居の濃厚接触者に対して、見舞金を支給します。

支給額 一人2万円(1回限り)

問 保健センター ☎88-5533



- 対象者** 令和3年4月1日時点で町内に在住し、在宅での居住実態がある人
- 申請期限** 令和4年3月31日☎

2 運動器具購入助成金

自宅用運動器具を町内の販売店で購入する場合に費用の一部を助成します。

支給額 購入費用の2分の1(上限1万円)

申請期間 購入後30日以内

問 町民体育館 ☎88-5355



- 対象者・店舗**
- 町内在住の20歳以上の人
 - 町税を滞納していない世帯
 - ※申請は1世帯で1回限り。
 - 町内に事業所や店舗がある販売店

3 賃貸住宅家賃補助

町内の民間賃貸住宅に入居している人で、新型コロナの影響により収入が減少した人を対象に家賃助成金を支給します。

支給額 月額上限1万円(最長6か月)

問 役場都市建設課 ☎47-5031



- 対象者**
- 離職・廃業または収入が著しく減少している
 - 令和2年1月1日以前から民間賃貸住宅に居住
 - 町税に滞納がない
 - 他の助成を受けていない
 - ※その他、所得要件があります。

4 図書館資料郵送貸出

通常開館に戻るまで、所蔵資料を無料で郵送して貸し出すサービスを実施しています。貸出冊数は1回につき一人5冊まで。貸出期間は15日間です。

問 町立図書館 ☎88-5900



5 邑ごはん食事券配布

町内飲食店の活性化を目的に食事券を配布します。対象は町内の小・中学生、高校生世代の人で一人3千円分を配布します。対象者には8月頃通知します。

問 役場商工振興課 ☎47-5026